

# 学校いじめ防止基本方針【R7. 2月改訂版】

鳴沢村立鳴沢小学校

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

私たち教職員は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動にいきいきと取り組むことができるようにすべきであると考えている。特に、心身の健全な成長に重大な害を与える「いじめ」については、絶対に許されない行為であるという毅然とした立場で指導にあたる覚悟である。教育基本法前文においても、教育の推進にあたり、個人の尊厳を重んじるべきことが述べられている。

「いじめ」はどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。「いじめ」は、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

以上のことを鑑み、いじめのない明るく楽しい学校生活を保障するために、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

### （１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

具体的ないじめの様態には、以下のようなものがある。

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### （２）いじめに関する基本的認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～④は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

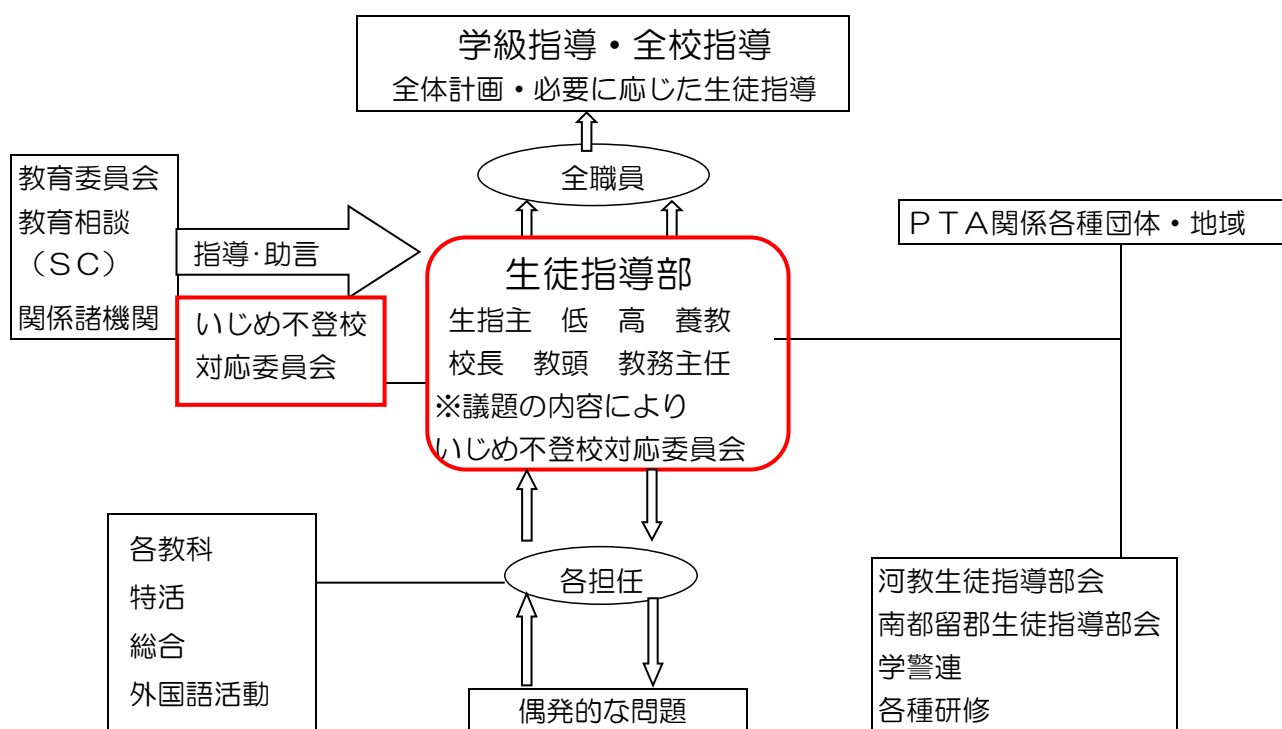
- ①いじめは、人間として決して許されない行為である。
- ②いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ③いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、様々な様態がある。

- ⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑨いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## 2 いじめ対策の組織

本校には、組織的に生徒指導を展開するため次頁に示す生徒指導組織が編成されている。「いじめ問題」への対応については、いじめ不登校対応委員会＝生徒指導部会（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、低学年生徒指導担当、高学年生徒指導担当）が中心となり、組織的な取り組みを推進するものとする。この委員会を中心に、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているか、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。

なお、必要に応じて、村教育委員会教育長・学校教育担当、カウンセラー、スクールサポーターに加わっていただく。「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、村教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に対応する。



## 3 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

### (1) あたたかな雰囲気づくり

- ①学校生活の基盤となる学級をよりよい雰囲気にする。次の3点を、学級づくりの目標とする。

- ・明るく民主的で、秩序・ルールを大切にする学級づくり
  - ・一人一人の人格を尊重し合える学級づくり
  - ・担任と児童との信頼関係をしっかり築く学級づくり
- ②学校行事や縦割り活動での異学年交流，支援学校との交流，地域の方との交流等，集団活動の充実を図り，思いやりの心を育む。
- ③いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

## （２）基本的な生活態度の育成

- ①校訓「礼儀正しく上品であれ」や鳴沢しぐさを意識させ，あいさつを励行し互いに気持ちよく生活する態度を育てる。
- ②清掃活動や整理整頓を通して，児童の美化意識を高める。
- ③時間を守らせる。

## （３）自尊感情・自己肯定感を育む教育活動の推進

- ①わかりやすく楽しい授業を工夫し，一人一人に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- ②児童理解に努め，一人一人が活躍できる学習活動を工夫する。
- ③学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育では，命の大切さに重点をおき，命がかけがえのないものであり，自他の生命を尊重しようとする気持ちを育てる。

## （４）いじめ防止対策に関わる研修・学習の場の充実

- ①教職員の児童理解，情報モラルに関する指導の力量の向上を図る研修を行う。
- ②保護者に，児童の携帯電話等の利用の在り方やインターネットの危険性についての情報を提供し，いじめ防止につなげる。

## ４ 早期発見・早期解決に向けての取組

いじめは，早期に発見することが，早期の解決につながる。早期発見のために，日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは，教職員や大人が気づきにくいところで行われ，潜在化しやすいことを認識し，教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し，いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また，児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し，保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

### （１）早期発見のための手立て

- ①全職員が児童とともに活動する時間を多くし，児童の様子をきめ細かに観察する。特に配慮が必要な児童については，しっかりと見取る。
- ②保健室での様子について，養護教諭からの情報を得る。
- ③友だちアンケートを実施する。
- ④本人や友だちからの相談にしっかりと耳を傾ける。
- ⑤保護者からの相談や連絡にしっかりと耳を傾ける。
- ⑥スクールカウンセラーに気軽に相談できる環境と整える。
- ⑦放課後多くの児童が生活する総合センターの職員との連絡を密にし，情報を得る。
- ⑧地域の方からの情報を生かす。

## (2) 早期解決に向けての対応

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして迅速にいじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③いじめられている児童の心の傷を癒やすために、養護教諭やカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。
- ④傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であることを指導する。
- ⑤必要に応じ学校内だけでなく、村教委、カウンセラーと協力をして解決にあたる。
- ⑥事案の全容と今後の指導について、保護者に伝える場を設ける。
- ⑦いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月の間継続していることと、いじめを受けた児童本人及びその保護者が心身の苦痛を感じていないことを解消の2要件とし、事後対応にあたる。
- ⑧問題解決後も当該児童の様子を注意深く観察し、支援にあたる。
- ⑨今回の問題について全職員で共通理解を図り、今後の指導に生かす。

## 5 重大事態への対応

いじめの重大事態については、「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月）文部科学省」により適切に対処していく。

- ①いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
- ②いじめにより、相当の期間（年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も状況により判断）学校を欠席することを余儀なくされているとき
- ③児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき  
※学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

学校は村教育委員会を通じて、村長に事態発生について報告する。重大事態が発生した場合には、村教育委員会に報告し、村教委の指示に従い調査を行う。

調査結果は、村教委が村長へ報告するとともに、村教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。また、児童や保護者に対して、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

## 6 その他の留意事項

### (1) 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

### (2) 校務の効率化

会議等を精選し、児童と向き合う時間を確保する。

### (3) 学校評価の活用

学校評価において、いじめ防止への取組を振り返り、反省点を次年度に生かすようにする。

### (4) 家庭・地域との連携強化

連絡帳や電話を活用したり、場合によっては直接話す機会をもったりするなどして、家庭との連携を密にする。ネット上のいじめへの対応については、特に家庭との連携が大切となる。また、村要保護児童対策地域協議会等で出された情報を指導に生かす。

# 7 いじめ防止指導計画

| 月  | 会 議                                                        |                                                                    | 防止対策              |                                                          | 早期発見                   |                                                                         |
|----|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 4  | ・職員会議（情報交換）<br>・いじめ不登校対応委員会                                | 事<br>案<br>発<br>生<br>時<br>緊<br>急<br>対<br>応<br>会<br>議<br>の<br>開<br>催 |                   | 学<br>級<br>づ<br>く<br>り<br>人<br>間<br>関<br>係<br>づ<br>く<br>り |                        | 児<br>童<br>の<br>観<br>察<br>保<br>護<br>者<br>・<br>地<br>域<br>と<br>の<br>連<br>携 |
| 5  | ・職員会議（情報交換）                                                |                                                                    |                   |                                                          |                        |                                                                         |
| 6  | ・職員会議（情報交換）<br>・村虐待防止等対策地域連絡協議会                            |                                                                    | ・スマホ・ケータイ<br>安全教室 |                                                          | ・友だちアンケート              |                                                                         |
| 7  | ・職員会議（情報交換）<br>・生徒指導会議                                     |                                                                    |                   |                                                          |                        |                                                                         |
| 8  | ・職員会議（情報交換）<br>・生徒指導上の諸問題に関する研修<br>・村虐待防止等対策地域連絡協議会        |                                                                    |                   |                                                          |                        |                                                                         |
| 9  | ・職員会議（情報交換）<br>・いじめ不登校対応委員会                                |                                                                    |                   |                                                          |                        |                                                                         |
| 10 | ・職員会議（情報交換）                                                |                                                                    |                   |                                                          | ・友だちアンケート              |                                                                         |
| 11 | ・職員会議（情報交換）<br>・村要保護児童対策地域協議会                              |                                                                    |                   |                                                          |                        |                                                                         |
| 12 | ・職員会議（情報交換）<br>・生徒指導会議                                     |                                                                    |                   |                                                          | ・保護者・児童アンケート<br>（学校評価） |                                                                         |
| 1  | ・職員会議（情報交換）                                                |                                                                    |                   |                                                          |                        |                                                                         |
| 2  | ・職員会議（情報交換）<br>・いじめ不登校対応委員会<br>・村虐待防止等対策地域連絡協議会<br>・生徒指導会議 |                                                                    |                   |                                                          | ・友だちアンケート              |                                                                         |
| 3  | ・職員会議（情報交換）                                                |                                                                    |                   |                                                          |                        |                                                                         |

※情報モラル教育、アンケート活動は適宜実施